

# 川崎市計画相談支援拡充促進補助金交付要綱

制定 令和3年8月23日 3川健障計第271号（市長決裁）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する特定相談支援事業を行う事業者に対し、市が予算の範囲内で計画相談支援拡充促進補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）相談支援専門員 法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。
- （2）相談支援事業所 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する特定相談支援事業者
- （3）前各号に定めがないものは、法及び関係法令で使用する用語の例による。

## （目的）

第3条 川崎市に所在地を置く、指定特定相談支援事業所（以下、「相談支援事業所」という。）が、複数の相談支援専門員配置体制を構築し、一定数の計画相談支援を実施することで、計画相談支援の拡充及び体制の安定化を図ることを目的とする。

## （補助対象者）

第4条 この補助金の対象者は、川崎市に所在地を置く要綱第6条の交付要件を満たした相談支援事業所とする。

- 2 本市より受託等により事業を実施している相談支援事業所は、補助金の対象としない。
- 3 当該年度において、計画相談支援事業所開設・人員配置促進補助金の交付を受ける事業所は、補助金の対象としない。

## （補助基準及び補助金額）

第5条 補助基準及び補助金額は、次の各号に定める。

- （1）第6条の交付要件（1）及び（2）の①を満たした場合、100万円を上限に補助する。
- （2）第6条の交付要件（1）及び（2）の②を満たした場合、130万円を上限に補助する。
- （3）補助回数は相談支援事業所につき1年度に（1）または（2）のいずれか1回とし、また、1法人につき2事業所を上限とする。

## （交付要件）

第6条 交付要件は、次の各号に定め、補助事業が完了した時点において満たしていることとする。

- （1）相談支援事業所として、国が定める機能強化型サービス利用支援費（I）から（IV）の要件のいずれかに該当すること。
- （2）相談支援事業所として、補助金を申請する年度の前年度の4月1日、又は前年度に当該補助金の交付を受けた場合については前年度の1月1日と比較し、本市受給者の計画相談支援の契約件数を次の①～②のいずれかに定める件数以上増加していること。ただし、契約件数には、併設する障害児相談支援事業所が実施する障害児相談支援の契約件数を含めることができる。

	増加件数
①	10件以上
②	20件以上

**(交付申請及び実績報告)**

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、計画相談支援拡充促進補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金を申請する年度の12月末までに補助事業を完了し、申請を行うこととする。

**(交付決定及び額の確定)**

第8条 市長は、前条の規定により受理した申請書等を審査し適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、計画相談支援拡充促進補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第2号様式）もしくは計画相談支援拡充促進補助金交付却下通知書（第3号様式）により事業者に通知するものとする。

2 補助金が予算額を超過した場合は、予算額を対象の事業所の数で按分することとする。

**(交付条件)**

第9条 交付条件は、次の各号に定める。

- (1) 補助金は、本事業の実施以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業に係る記録等を整備し、補助事業完了後5年間保管しておくこと。
- (3) 市長に関係記録の提出を求められた場合は、その求めに応じること。

**(交付決定の取消し及び補助金の返還)**

第10条 市長は、補助金の交付を受けた事業者（以下、「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) この要綱その他法令等の規定に従わなかったとき

2 前項各号に該当する場合、市長は計画相談支援拡充促進補助金交付取消通知書（第4号様式）により事業者に通知するものとする。

**(調査)**

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に係る経理等の状況について調査することができる。

**(書類の整備等)**

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

**(報告及び監査)**

第13条 市長は、必要と認めるときには、補助事業者に対して、補助事業に係る関係書類の提出及び報告を求め、事業内容を監査することができるものとする。

**(委任)**

第14条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(宛先) 川崎市長

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名

川崎市計画相談支援拡充促進補助金

交付申請書兼実績報告書

川崎市計画相談支援拡充促進補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて交付申請及び実績報告を行います。

交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

内訳

130万円 × 事業所

100万円 × 事業所

第2号様式

川崎市指令健障計第 号  
年 月 日

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名 様

川崎市長

川崎市計画相談支援拡充促進補助金  
交付決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日付で申請のありました川崎市計画相談支援拡充促進補助金に係る交付申請及び実績報告について、審査の結果、次のとおり交付を決定及び交付額を確定しましたので通知します。

補助金交付決定額及び交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

第3号様式

川崎市指令健障計第 号  
年 月 日

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名 様

川崎市長

川崎市計画相談支援拡充促進補助金

交付却下通知書

年 月 日付で申請のありました川崎市計画相談支援拡充促進補助金交付申請につきましては、次の理由により却下しましたので通知します。

理由

第4号様式

川健障計第 号  
年 月 日

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名 様

川崎市長

川崎市計画相談支援拡充促進補助金

交付取消通知書

年 月 日付で交付決定及び交付額確定した川崎市計画相談支援拡充促進補助金について、次のとおり交付を取り消しましたので通知します。

理由